

# 長岡市・与板町合併協議会幹事会規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、長岡市・与板町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、長岡市・与板町合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 協議会の幹事会（以下「幹事会」という。）は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会に提案する事項の協議又は調整に関する事務
- (2) 規約第13条に基づいて設置される分科会の進行管理等に関する事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事務

## (組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

- 2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

## (幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長1人及び副幹事長1人を置き、幹事の互選によりこれを選出する。

- 2 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 3 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代行する。

## (会議)

第5条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて幹事長が招集する。

- 2 幹事長は、会議の議長となる。
- 3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

## (報告)

第6条 幹事長は、幹事会の協議の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

## (庶務)

第7条 幹事会の庶務は、規約第14条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

## (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成17年1月21日から施行する。

別表（第3条関係）

市町村名	職名	
長岡市	助役	理事
与板町	助役	総務課長